神楽坂一丁目诵信局 規約

第一章 総則

第一条 名称

当団体は「神楽坂一丁目通信局」(以下「局(つぼね)」)と称し、その略称として tbn または TBN を用いる。

第二条 目的

局は、共同活動によって局員のコンピュータに関する知識力を高め、個人の創作活動全 般の力を向上させることを目的とする。併せてその成果を社会一般に役立てることを目的 とする。

第三条 構成

局は、局員と部によって構成される。

第二章 局員

第四条 資格

局へ参加できるものは次のように定める。

- 東京理科大学に在籍する者。
- ・局への活動に参加できる他大学生、またはそれに準ずる者。

第五条 局員

局員は、第九条に定める局費を払った者を指す。ただし退局した者はこれに含めない。

第六条 OB

在局3年以上または4年生になった者は0Bになる権利を有する。0Bは、基本的に局員 と同等の立場を持つが、総会における議決権及び局費を払う義務を有しない。

第七条 退局

局員・0B は運営委員会に退局の意思を表明し、退局することができる。ただし、退局 の意思を示した年度の局費は返却されない。

第八条 罰則

- ・運営委員会による退局勧告を受けた者は、在局か退局の意思表示をその理由とともに 運営委員会に提示しなければならない。運営委員会による除名処分を受けた者は、強 制的に退局させられる。
- ・連絡なしの遅刻や欠席をした場合、罰金を支払わなくてはならない。罰金は遅刻を千円、欠席を三千円とする。罰則の追加並びに罰の施行はその企画の代表者、つまり理大祭時は理大祭責任者、新入生歓迎会時は新歓委員、それ以外の時は局長が個々の裁量によって行う。得られた罰金は部費にする。

第九条 局費

局費は、年度ごとに三千円と定める。

第十条 連絡

MLに流れたものを正式な連絡とする。局のMLには原則として参加し、情報を取得すること。

第十一条 役員

局は以下のように役員を定め、運営委員会を構成する。

- ・代表者を定める。この者は第二条の目的の達成のために局をまとめ、指導する。
- ・副代表者を定める。この者は代表者を補佐し、全体の庶務を行なう。
- ・財務担当を定める。この者は局の金銭及び所有物の管理を行なう。

第十二条 任期

役員の任期は、承認から一期(1年間)とする。

第十三条 役職

局は必要に応じて特定の役割と権限を持った役職を置く。役職は代表者が局員の中から 任命する。

第三章 総会

第十四条 権限

総会は局の最高議決機関であり、全局員によって構成される。

第十五条 召集

総会は局の代表者が会の目的を掲げ召集し、運営委員会が運営・記録をする。また代表者は運営委員会、または全局員の4分の1の要請があった場合、臨時総会の招集を行わなければならない。

第十六条 成立

総会は全局員の3分の2以上の出席によって成立する。局員は議長へ委任状を提出することができるが、これは出席者の2分の1を超えない分だけ有効とされる。運営委員会は参加者の中から議長を選出し、以降の進行は議長に一任される。

第十七条 議決

総会の議決は全出席者の過半数の承認による。

第十八条 定期総会

局は年二回(6月、12月各上旬)の定期総会を行なう。当会の目的は主に、決算報告、 予算の承認、役員の承認、部の設立の承認、規約の改正の承認及び第二条に関連した項目 である。

第十九条 臨時総会

第十八条に定める定期総会以外の総会を臨時総会と呼ぶ。当会の目的は第二条に関連した項目及び代表者が必要と認めた項目の議決である。

< 罰則>定期総会、及び臨時総会が招集されたのにも関わらず無断欠席をした場合は、後日役員に対し事後説明を行う義務を負う。執行部は事後説明の後、裁量に応じて罰則等を設ける。

第四章 部

第二十条 目的

部は活動目的に定められた「能力を向上させること」及び第二条に定められた項目を目的とする。

第二十一条 構成

- ・部の創立は総会において承認される。
- ・部は部長と参加を希望する局員によって構成される。
- ・部長は部をまとめ、指導する。また部に参加している局員を部員と呼ぶ。
- ・部長は総会で選出され、代表者はそれを任命する。
- ・各部部長は必要に応じて新たな役職を部内に設置することができる。

第二十二条 解散

部の解散は総会において承認される。

第五章 運営委員会

第二十三条 目的

局は第二章の目的を達成し、また局の円滑な運営のために運営委員会を設ける。

第二十四条 権限

運営委員会は総会に次ぐ議決機関である。また総会において議決されない事項について は総会に代わる議決権を持つ。

第二十五条 構成

当会は第十一条に定める役員からなる運営委員で構成される。

第二十六条 運営·議決

運営方法及び議決方法は役員に一任される。ただしその方法は全局員に公開されなければならない。

第六章 補足

第二十七条 将来の規約改正

局員は規約の補足、及び訂正を年度ごとに必ず検討しなければならない。

第二十八条 施行

本規約は2011年3月7日より施行される。